

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月23日

【会社名】 丸大食品株式会社

【英訳名】 MARUDAI FOOD CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 百 済 徳 男

【本店の所在の場所】 大阪府高槻市緑町21番3号

【電話番号】 072 - 661 - 2518

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 加 藤 伸 佳

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区築地四丁目7番5号

【電話番号】 03 - 3524 - 8787

【事務連絡者氏名】 東京支店 岡 村 廣 志

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,098,090,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 丸大食品株式会社東京支店
(東京都中央区築地四丁目7番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,646,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1 平成27年2月23日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本第三者割当」という。)は、会社法(平成17年法律86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分(以下、「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,646,000株	1,098,090,000	
一般募集			
計(総発行株式)	2,646,000株	1,098,090,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本第三者割当の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
415		1,000株	平成27年3月11日(水)		平成27年3月11日(水)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、割当予定先は伊藤忠商事株式会社であります。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額は資本組入されません。
- 3 申込みの方法は、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 4 払込期日までに本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、本第三者割当は行われません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
丸大食品株式会社 経理部	大阪府高槻市緑町21番3号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 大阪本店営業部	大阪府大阪市中央区北浜四丁目6番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,098,090,000	7,300,000	1,090,790,000

(注) 1 発行諸費用の概算額は、書類作成費用、アドバイザー手数料等を見込んでおります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
中食事業の更なる強化、拡充のためなどの製造設備の増強他	1,090百万円	平成27年4月～平成28年3月

上記は、コンビニエンスストア等のお弁当や惣菜などを製造する中食事業の更なる強化、拡充のためなど、当社及び連結子会社の調理加工食品の主要拠点への製造設備の増強、合理化、品質安定投資等の資金として支出する予定であります。

なお、実際の支出までの資金管理は、当社銀行口座で管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	伊藤忠商事株式会社	
	本店の所在地	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第90期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日) 平成26年6月30日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第91期第1四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日) 平成26年8月14日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第91期第2四半期(自平成26年7月1日至平成26年9月30日) 平成26年11月13日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第91期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日) 平成27年2月13日 関東財務局長に提出</p>	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	食肉及び食肉加工品の仕入等。	

(注) 当社との関係は、平成27年2月23日現在におけるものです。

c 割当予定先の選定理由

当社グループは、ハム・ソーセージ部門を中心とした加工食品事業及び食肉事業を主な事業としております。食肉加工業界を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う国内消費構造や流通業界の変化による企業間競争の激化、輸入原材料価格の高騰など厳しい状況が続いております。このような事業環境の中、多角化戦略の一環として中食事業の更なる拡充を図り事業基盤を強化することを目的及び理由として、第三者割当による自己株式処分をすることといたしました。

今回の割当予定先である伊藤忠商事株式会社（以下、同社）は総合商社であり、同社及びそのグループ企業とは長年にわたる取引関係があります。

今回の第三者割当を通じて、同社との協力関係を強化し、既存ビジネスの拡大と新規ビジネスの創出を積極的に推進いたします。具体的には、同社ならびにその国内外のグループ企業が有する原材料調達・商品開発・販売物流機能と当社が有する商品開発・製造技術力を結集することで、競争力を強化いたします。

今後、両社の協業により、コンビニエンスストア等を中心とした国内食品市場における取引拡大と、成長が見込まれる海外市場における事業基盤の強化を図ることにより、企業価値の更なる向上に資するものと判断し、同社を割当予定先とした第三者割当による自己株式の処分を行うことを決定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 2,646,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から本第三者割当により取得する株式の保有方針について、中長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、本第三者割当の払込期日(平成27年3月11日)から2年以内に当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供される旨の確約書を締結することにつき、内諾を受けております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である伊藤忠商事株式会社について、同社の第90期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)有価証券報告書及び第91期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)四半期報告書に基づき、経営成績及び財政状態について確認しており、払込に要する財産の存在について確実なものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である伊藤忠商事株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、当該割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出している平成26年10月10日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載している「当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することを基本方針として明文化し、これを実現するために、反社会的勢力との対決三原則「恐れぬ、金を出さない、利用しない」および具体的対応要領10か条を対応マニュアルとして定め、全社員に対して周知徹底しております。また、反社会的勢力への対応統括部署を人事・総務部内に設置しています。」との記載内容を確認し、伊藤忠商事株式会社並びに同社の役員及び主要株主等が反社会的勢力とは関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

自己株式の処分価額につきましては、当社普通株式が上場されており、最近の株式推移に鑑み、また恣意性を排除した価額とするため、当社普通株式の市場価格を基礎としました。

その結果、本第三者割当にかかる取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」という。)である平成27年2月23日の直前3か月間(平成26年11月21日から平成27年2月20日まで)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均値415円(円未満切捨)といたしました。

当該価額415円は、本取締役会決議日の直前営業日(平成27年2月20日)の当社株式終値である412円に対しては0.73%のプレミアム、同直前1か月間(平成27年1月21日から平成27年2月20日まで)の終値の平均値である414円(円未満切捨)に対しては0.24%のプレミアム、及び同直前6か月間(平成26年8月21日から平成27年2月20日まで)の終値の平均値である411円(円未満切捨)に対しては0.97%のプレミアムとなっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定されたものであり、特に有利な処分価額に該当しないものと判断いたしました。

当該処分価額といたしましたのは、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均値という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として合理的であると判断したためであります。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員(うち社外監査役2名)が、直前日の終値及び1か月、6か月の平均値に対してプレミアムであることから日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、処分価額が割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

自己株式の処分数量につきましては、発行済株式総数(平成26年12月31日現在)132,527,909株に占める割合は2.00%であり、当該処分数量に係る議決権の総議決権数(平成26年12月31日現在)129,468個に占める割合は2.04%と小規模なものであります。

また、割当予定先から本第三者割当により取得する株式を中長期的に保有する方針であることを確認しております。

このように、本第三者割当による株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であり、当社は今後、割当予定先との関係強化を図ることで、当社グループの企業価値の向上に資するものと考えており、その処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
丸大共栄会	大阪府高槻市緑町21番3号	9,640	7.45%	9,640	7.30%
公益財団法人 小森記念財団	大阪府高槻市緑町21番3号 丸大食品株式会社内	5,250	4.06%	5,250	3.97%
株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号	4,438	3.43%	4,438	3.36%
三井住友信託銀行 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4番1号	4,324	3.34%	4,324	3.27%
住友生命保険 相互会社	東京都中央区築地 七丁目18番24号	4,301	3.32%	4,301	3.26%
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 一丁目8番11号	4,016	3.10%	4,016	3.04%
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町 一丁目13番2号	3,213	2.48%	3,213	2.43%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティ バンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿六丁目 27番30号)	3,126	2.41%	3,126	2.37%
兼松株式会社	兵庫県神戸市中央区伊藤町 119番地	2,743	2.12%	2,743	2.08%
伊藤忠商事 株式会社	大阪府大阪市北区梅田 三丁目1番3号			2,646	2.00%
計		41,051	31.71%	43,697	33.08%

- (注) 1 平成26年12月31日現在の株主名簿を基準としております。なお、同日現在、自己株式を2,647,655株を保有しております。本第三者割当前においては、総議決権数は129,468個として、議決権所有割合を計算しております。
- 2 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年12月31日現在の総議決権数129,468個に、本自己株式処分(処分株式数2,646,000株)により増加する議決権数2,646個を加えて算出した数値であります。
- 3 上記のほか、当社が保有している自己株式は割当後1,655株になります。ただし、平成27年1月1日以降の単元未満株式の買取りによる変動数は含めておりません。
- 4 所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入して表記しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照願います。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第66期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月30日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第67期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月12日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第67期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月14日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第67期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)平成27年2月13日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月23日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月1日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記第1に掲げた参照書類としての事業年度第66期有価証券報告書及び第67期第1四半期報告書、第67期第2四半期報告書、第67期第3四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月23日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する事項について、同書中において別段の表示のない限り、本有価証券届出書提出日(平成27年2月23日)現在において変更はありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

丸大食品株式会社本店

(大阪府高槻市緑町21番3号)

丸大食品株式会社東京支店

(東京都中央区築地四丁目7番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。